

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、一般廃棄物処理業等の許可手数料等の改定を行う。

第2 改正の内容

一般廃棄物処理業等の許可手数料等（1件あたりの単価）を次のように改める。

処理業等の許可等の区分	手数料の額	
	現 行	改正後
一般廃棄物収集運搬業の許可		
一般廃棄物収集運搬業許可の更新		
一般廃棄物処分業の許可		
一般廃棄物処分業許可の更新	6, 000円	8, 000円
一般廃棄物収集運搬業の変更許可		
一般廃棄物処分業の変更許可		
浄化槽清掃業の許可		
許可証の再交付	3, 000円	4, 000円

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第46号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。